

浜松市上下水道部告示第 31 号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事業者を指定したので、浜松市水道事業指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

指 定 番 号 第 8 4 1 号

事業所の所在地及び
氏名又は名称 牧之原市西萩間510番地
二羽設備
代表 二羽 将之